

議案第 29 号

北名古屋市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護  
予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正に  
ついて

北名古屋市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防  
サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を  
別紙のとおり定めるものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支  
援事業者の指定に関する基準を追加するため、本条例の一部を改める必要  
があるからである。

北名古屋市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北名古屋市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成25年北名古屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北名古屋市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例

第1条中「並びに第115条の12第2項第1号」を「、第115条の12第2項第1号並びに第115条の22第2項第1号」に、「及び指定地域密着型介護予防サービス事業者」を「、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者」に改める。

第3条中「及び第115条の12第2項第1号」を「、第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。